

病院だより

静岡県版電子カルテ運用開始

静岡県版電子カルテとは？

市民病院では、平成18年1月23日から「静岡県版電子カルテ」が稼働しています。「静岡県版電子カルテ」とは、今までメーカーによって異なっていた診療情報のデータ形式を統一することにより、どの病院でも同じデータを使用できるシステムです。

市民病院から他の病院や診療所などへ患者さんを紹介する場合、紹介状の内容をCDに記録して渡すことができます。

どんなメリットがあるの？

紹介先医療機関のパソコンで、簡単に紹介状の内容を参照できます。紙の紹介状に比べ、分かりやすく、読みやすいため、セカンドオピニオン（2）がスムーズに受けられます。

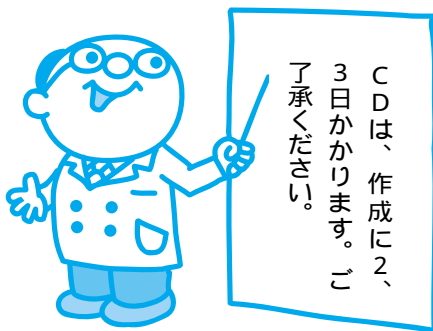
また、診療情報を長期間保存できるため患者さんが何年か後に病院を利用する時、簡単に過去の情報が分かります。

現在の病状の診断や治療法、治療方針について担当主治医以外の別の医師に意見を聞くこと。

市民病院医事課
☎43-2511（代表）

他の病院での導入状況は？

現在、県内で「静岡県版電子カルテ」が導入されているのは、袋井市民病院と沼津市立病院ですが、今年度中に県内の10病院以上で導入される予定です。



国保ガイド

国民健康保険税の納期が9期になります

国民健康保険税の納期が変わります

平成18年度から国民健康保険（国保）税の納期が9期になります（平成17年度までは6期）。世帯主に納税通知書でお知らせしますので各納付期間内に納めてください。

平成18年度国保税納期

納期	納付期間
第1期	4月17日(月)～ 5月 1日(月)
第2期	6月16日(金)～ 6月30日(金)
第3期	8月16日(水)～ 8月31日(木)
第4期	9月19日(火)～ 10月 2日(月)
第5期	10月16日(月)～ 10月31日(火)
第6期	11月16日(木)～ 11月30日(木)
第7期	12月18日(月)～ 12月25日(月)
第8期	1月16日(火)～ 1月31日(水)
第9期	2月16日(金)～ 2月28日(水)

仮算定（第1・2期）

第1・2期の税額は、平成17年中の総所得金額などが確定しないため、平成17年度の国保税額を基に、仮に算出します。

本算定（第3～9期）

第3～9期の税額は、確定した平成17年中の総所得金額などを基に、算出します。

国保税の計算方法

課税の基	税率
所得割	(被保険者ごとの前年の総所得金額-33万円)×5.2%
資産割	固定資産税(都市計画税、償却資産を除く)×31.0%
均等割	被保険者1人に対して25,800円
平等割	加入世帯に対して26,400円
所得割	(被保険者ごとの前年の総所得金額-33万円)×0.7%
資産割	固定資産税(都市計画税、償却資産を除く)×4.0%
均等割	被保険者1人に対して6,500円
平等割	加入世帯に対して4,000円

医療分
高額医療は
年額で医療
分が53万円、介護分が8万円です。
月割りで計算します

年度の途中で国保に入った時や抜けた時は、月割りで計算します。国保を抜けた場合は、国保に入っていた月数で税額を再計算し、納めすぎている場合は国保税をお返しします。

支払った国保税は、年末調整や確定申告の所得申告の時に、社会保険料控除として所得から控除できます。

市民課国保係 ☎443113
市民サービス課窓口 ☎239212

